

議案第 7 1 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和 3 2 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表中

「

富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場
-------	--

」

を

「

富士見公園	野球場 テニスコート
-------	---------------

テニスコート照明施設

バレーボール場

相撲場

に改める。

第6条第2項の表中

「

弓道場 屋内野球練習場 相撲場	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後5時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができる。ただし、 第18条の2 第1項に規定 する指定管理 者が管理を行 う有料施設に あつては、当 該指定管理者 は、必要に応 じ、あらかじめ市長の承認 を得て、同欄 の供用期間、 供用時間及び 休場日を変更
-----------------------	--------------------	------------------	-----------------------------	--

				することができ きる。
--	--	--	--	----------------

」

を

「

屋内野球練習 場 相撲場	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後5時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができる。 ただし、 第18条の2 第1項に規定 する指定管理 者が管理を行 う有料施設に あつては、当 該指定管理者 は、必要に応 じ、あらかじめ 市長の承認を 得て、同欄の 供用期間、 供用時間及び 休場日を変更 することができ る。
--------------------	--------------------	------------------	-----------------------------	---

」

に改める。

第8条第1項の表中

「

相撲場	1 回（4時間以内）	5,000円	1人1回 （2時間 以内）	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳 未満の者（高 校生を含む。） 100円
弓道場	同（同）	5,000円	同（同）	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳 未満の者（高 校生を含む。） 100円

」

を

「

相撲場	1 回（4時間以内）	5,000円	1人1回 （2時間 以内）	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳 未満の者（高 校生を含む。） 100円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

富士見公園の弓道場を廃止するため、この条例を制定するものである。